

宮代町公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

宮代町長 新井康之

宮代町条例第15号

宮代町公告式条例の一部を改正する条例

宮代町公告式条例（昭和30年宮代町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を含む。）」を加え、同条第2項中「宮代町役場の掲示場に掲示してこれを行う」を「町公式ホームページに公布の対象となる事項を掲載することにより行うものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事由がある場合は、宮代町役場の掲示場に掲示して行うことができる。

第4条第1項中「外」を「ほか」に改め、「公布若しくは」を削り、「記入し、町長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項ただし書の規定を準用して町役場掲示場に掲示するときは、町長印を押さなければならない。

第5条第2項中「「当該機関名」、「町長印」とあるのは「当該機関印」」を「「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、同条第2項中「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宮代町監査委員条例の一部改正）

2 宮代町監査委員条例（昭和42年宮代町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に規定する掲示場に掲示して行う」を「の例により行う」に改める。

（財政事情の公表に関する条例の一部改正）

3 財政事情の公表に関する条例（昭和55年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「掲示によりこれを行う」を「宮代町公告式条例（昭和30年宮代町条例第1号）第2条第2項の例により行う」に改める。